

～知って役立つ～ 町からの お知らせ

パパママ Cafe にゃんこ

パパママ Cafe は、これから赤ちゃんの誕生を迎えるパパママが、気軽におしゃべりをしたり、安心してゆっくりと過ごしたりする場所です。Cafe には、助産師がいますので、妊娠中の過ごし方、赤ちゃんのお世話の仕方など、ちょっとした疑問を聞くこともできます。また、管理栄養士もいますので食事面に関して気になることがあれば話を聞くことができます。

どうぞ、お気軽にお越しください。ママだけの参加や子ども連れも大歓迎です。お茶をご用意してお待ちしています。

▼日 時 令和2年12月23日
(水) 10時～12時

▼場所 肝付町福祉会館小会議室

▼対象者 妊娠されている方とその家族

▼持ち物 母子健康手帳、子ども連れの方は子どもの飲む飲物

▼参加費 無料

▼申込み 肝付町役場 健康増進課 健康増進係
☎0994(65)2564までご連絡ください。

後期高齢者医療制度の障害認定について

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方を対象とした制度ですが、65歳～74歳で一定の程度の障がいのある方は、申請することにより、後期高齢者医療の被保険者になることができます。これを「障害認定」といいます。

(注) 医療費の負担割合や保険料額が必ず低くなるものではありません。世帯の状況や現在加入している健康保険によっては、今より負担が上がることもありますので、ご相談ください。

●一定程度の障がいとは、主に次の基準に該当する状態です。

- ・身体障害者手帳…1・2・3級及び4級の一部※
- ・精神障害者保健福祉手帳…1・2級
- ・療育手帳…A1・A2
- ・国民年金証書…1・2級(障害年金)

※該当する障がいの程度については、担当窓口へお問い合わせください。

●障害認定を取り下げるとき
65歳～74歳で一定の障がいのある方が、認定を受け後期高齢者医療の被保険者となった場合、保険料や給付などについて十分考慮の上、いつでも将来に向かって取り下げることができます。

▼お問い合わせ先 肝付町役場 健康増進課 健康保険係
☎0994(65)8412

第72回人権週間

12月4日から10日までは「第72回人権週間」です。
人権週間は、昭和23年12月10日の国連総会において定められたもので今年で72回目になります。

私たちの社会にはいまだに、いじめや虐待などの子どもの人権問題、外国人や障害のある人に対する偏見や差別など様々な人権問題が存在しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い感染者や医療従事者、またこれらの方々の家族に対して、デマが拡

散されたり、差別や偏見、心ない誹謗中傷など人権が脅かされる事例が発生しています。

これらの問題を解決するためには、私たち一人ひとりが人権問題を「自分自身にも関わりのあること」として受け止め、身近な人権問題について関心を持つことが大切です。

この機会に、ぜひ皆さんも身近なことから人権について考えてみましょう。

戦没者追悼式中止のお知らせ

肝付町では、毎年2月に先の大戦において戦没された御霊のご冥福を祈るとともに恒久の平和を祈念するため、肝付町戦没者追悼式を開催しております。

しかしながら、本年度の肝付町戦没者追悼式につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び参列者の安全面を考慮し中止することとしました。

御参列を予定されていた方々には、誠に恐れ入りますが、何卒御理解のほどよろしくお願いいたします。

▼お問い合わせ先 肝付町役場 福祉課 福祉推進係
☎0994(65)8413

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすると定められました。

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のためには、この問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。

政府は、国の責任において、拉致問題の解決に取り組む、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くします。

政府拉致問題対策本部
http://www.rachi.go.jp/
法務省
http://www.moj.go.jp/
JINKEN/jinken103.html